

第19回総会議事録

<開催日> 令和7年2月7日（金曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第396号～報告第414号

農地法第3条の3届出	5件
農地法第4条届出	1件
農地法第5条届出	13件

日程第3 報告第415号～報告第422号 農地の転用事実等に関する照会 8件

日程第4 報告第423号～報告第429号 農地法第18条第6項等通知 7件

日程第5 議案第196号～議案第197号 農地法第3条許可申請 2件

日程第6 議案第198号～議案第204号 農地法第5条許可申請 7件

日程第7 議案第205号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
(令和6年度第9次計画分) 1件

日程第8 議案第206号 木更津市農用地利用集積等促進計画案に対する
意見について 1件

<出席委員>

1番 小倉 和	2番 露寄 伸哉	3番 磯貝 正一
4番 地曳 昭裕	5番 鈴木 康裕	6番 嶋野 知明
7番 村田 正明	8番 村上 常雄	9番 関 和美
10番 桐谷 勝美	11番 鈴木 修一郎	12番 和田 倉吉
13番 金子 一夫	14番 宮沢 伸子	15番 磯貝 徳三
16番 石渡 和美	17番 斎藤 洋一	18番 杉山 孝
以上 18人 出席		

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 山口 裕之 主査 岡部 哲朗 主任主事 伊藤 優市

〈午後3時開会〉

議長

委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。

また、本日は傍聴の希望者があります。

ご自身の案件についてのみ、傍聴を希望しておりますので、途中入室及び退室を許可することといたします。

なお、傍聴する案件は、議案第197号になります。

ご存知の事だと思いますが、意見や質問の際には必ず挙手をして、議長の指名後に発言をお願いします。

また、発言をする際には、個人を識別できる発言は控えるよう、ご注意ください。

ただ今から、第19回総会を開催いたします。

本日の出席委員は18名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

なお、議案の訂正がありますので、事務局からお願ひします。

事務局

議案の訂正について、報告いたします。

日程表に記載の日程でございますが、日程第8 議案第206号 木更津市農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてございますが、計画番号18番下から4行目「戸国字下川田180番1」の地目について、左側の登記簿上の地目が「田」と記載してございますが、正しくは「畠」でございますので、訂正をお願いします。

以上でございます。

議長

それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席3番磯貝正一委員と、議席10番桐谷勝美委員を指名いたします。

書記には、事務局職員伊藤主任主事を任命します。

次に、日程第2から第4まで、報告第396号から報告第429号まで、3ページから1ページまでの34案件につきまして、事務局の報告を求めます。

事務局

報告案件についてご説明いたします。

日程第2 報告第396号から報告第414号までについて、まず農地法第3条の3の届出が5件ありますて、全て相続によるものです。

次に、農地法第4条の届出が1件ありますて、建築資材置場用地及び管理棟用地への転用の届出でした。

最後に、農地法第5条の届出が13件ありますて、そのうち8件が住宅関係、2件が福祉施設用地、3件が駐車場用地への転用の届出でした。

次に、日程第3 報告第415号から報告第422号までについて、農地の転用事実等に関する照会8件ですが、全て法務局からの照会で、全て非農地と回答しております。

次に、日程第4 報告第423号から報告第429号までについて、農地法第18条第6項等の通知7件ですが、2件は農地法で5件は基盤強化法に係る解約でした。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

ここで、傍聴者の入室を許可いたします。

〈 事務局職員の誘導により傍聴者入室 〉

議長

次に、日程第5 議案第196号及び第197号12ページの農地法第3条の許可申請2案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第196号及び197号、農地法第3条許可申請2案件について、ご説明いたします。
初めに、議案第196号ですが、申請箇所は、3条位置図1の十日市場地先の農地です。
住まいの近くでの野菜作りのため、売買による所有権移転をするものです。
次に、議案第197号ですが、申請箇所は、3条位置図2の井尻地先の農地です。
農業経営の着手と拡張のため、使用貸借の設定をするものです。
本申請は当該法人の代表取締役が別の法人で既に実施している営農型太陽光の下部の農地におけるブルーベリーの耕作を当該法人が引き継ぎ、営農を行う申請となっております。
今後の計画として、本申請地を含む、当該法人の代表取締役が別の法人で既に実施している営農型太陽光の下部の農地の営農及び所有権を当該法人に移転する計画となっております。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
初めに、議案第196号について、齋藤委員お願いします。

齋藤委員

議案第196号について調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。
本件は、住まいの近くでの野菜作りのため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約120日で、17,547m²の農地を家族3人で耕作しております。
農業機械は耕うん機を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。
申請地の現況は畑で大豆等を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

続いて、議案第197号について、鈴木康裕委員お願いします。

鈴木康裕委員

議案第197号についてご説明いたします。
当該法人は令和6年12月4日に設立した株式会社です。
申請地は既にブルーベリーが作付けされており、初年度はその農地から耕作する計画になっています。
始めに事業要件についてですが、当該法人の定款及び登記簿謄本により、農業に関連する事業を行っている旨を確認しました。
次に当該法人の売上の過半数が農業に関する事業のものであるかどうかについてですが、提出された資料を確認したところ、今後3年間、農産物の売り上げ以外に収益となる予定のものは無く、農業が主な売り上げになる見込みとなっています。
次に議決権要件及び役員要件についてですが、当該法人の構成員は2名となっています。
また、両名とも150日以上、農業に従事する計画となっており、計画上要件を満たしています。
本案件については、当該法人の代表取締役が別の法人で既に実施している営農型太陽光の下部の農地におけるブルーベリーの耕作を当該法人が引き継ぎ、今後、農業経営実施計画書に沿った営農を行えるのか。また、農地所有適格法人の要件を満たしているか、令和6年1月16日に事前審査会を開催し、審議いたしました。その結果、販売実績はないが定植して間もなく、収穫時期の妥当性について考慮できることや農地所有適格法人の要件を満たしていること等の状況を鑑み、会長のほか、出席した職務代理者、波岡地区、木更津地区及び

鈴木康裕委員

中郷地区の農業委員及び推進委員の多数が農地法第3条第2項の基準を考慮できると判断いたしました。

以上のことから、当該法人は農地所有適格法人の要件及び農地法第3条の許可基準を満たしているため、解除条件付きを付さない要件で許可することは適当であると判断いたしました。

なお、農地所有適格法人は毎年報告書の提出が義務付けられていることから、報告書の提出を行うことを添えさせていただきます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。

議案第196号及び第197号について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第196号及び第197号について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第196号及び第197号は、許可と決定いたします。

ここで、傍聴者の退室を認めます。

〈 事務局職員の誘導により傍聴者退室 〉

次に、日程第6 議案第198号から第204号、13ページ及び14ページの農地法第5条の許可申請7案件について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

初めに、議案第198号ですが、申請箇所は、転用位置図5－1牛込地先の農地です。

申請目的は、専用住宅の建築で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の額は、約■■■■■円となっており、金融機関からの借入金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年10月末日を完了予定としております。

次に、議案第199号ですが、申請箇所は、転用位置図5－2久津間地先の農地です。

申請目的は、太陽光発電施設の設置で、

転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画

事務局

です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年3月末日を完了予定としております。

次に、議案第200号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3真里谷地先の農地です。

申請目的は、太陽光発電施設の設置で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者についてですが、農地法第3条許可に基づき使用貸借権の設定を受けた者がおりますが、許可日までに農地法第18条に基づく合意解約手続きを行う旨の同意書の提出がなされております。

また、他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年4月末日を完了予定としております。

次に、議案第201号から第203号までですが、申請箇所は、転用位置図5-4下宮田地先の農地です。

申請目的は、駐車場の設置で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者についてですが、農地法第3条許可に基づき賃借権の設定を受けた者がおりますが、許可日までに農地法第18条に基づく合意解約手続きを行う旨の同意書の提出がなされております。

また、他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和8年4月末日を完了予定としております。

次に、議案第204号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5矢那地先の農地です。

申請目的は、太陽光発電施設の設置で、転用を伴う地上権設定の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年8月末日を完了予定としております。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

初めに、議案第198号について、桐谷委員お願いします。

桐谷委員

議案第198号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に東側側溝に放流する計画であるため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、住宅が建築されることによ

桐谷委員

り懸念が生じますが事業計画書を拝見すると同意を得られており、仮に問題が発生した場合でも近隣同士で解決できる可能性が高いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第199号について、地曳委員お願いします。

地曳委員

議案第199号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理し、汚水は発生しないため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、申請地の北側の奥にある農地の通行に支障をきたすのではないかと思われ、地権者の方にお話を聞いたところ現在は草刈りのみしかやっておらず機会を使用していないとのことでしたので、問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第200号について、村田委員お願いします。

村田委員

議案第200号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理を行い、汚水は発生しないため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第201号から第203号までについて、小倉委員お願いします。

小倉委員

議案第201号から第203号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

はじめに、本申請について転用申請者に確認を行ったところ申請者が運営する社会福祉施

小倉委員

設の職員が多く、施設利用者の家族や契約業者の出入りなどで駐車場が手狭になっているという状況にあります。本申請地については過去農地法第3条の許可を受けて賃借権の設定がなされていますが、賃借人は草刈り等を行い管理は行っているが耕作を行っていない状況でした。

次に、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないとと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理する計画であり、転用申請者が近隣において過去に転用許可を受けた駐車場と同様の計画であると認められることから、問題は生じないとと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、転用申請者が近隣において過去に転用許可を受けた駐車場と同様の計画であると認められるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、転用申請者が近隣において過去に転用許可を受けた駐車場と同様の計画であると認められるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第204号について、村上委員お願いします。

村上委員

続いて、議案第204号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないとと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は浸透により処理し、汚水は発生しないため、問題は生じないとと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で説明が終わりました。

先程の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願ひします。

和田委員

議案第201号から第204号の2案件について質問します。両計画とも面積が2,000m²を超える計画であり土砂や雨水の流出が懸念されますが、どのように対処される計画なのか。

事務局

議案第201号から第203号までについては碎石を敷く計画ですので土砂の流出は低いと思われます。また、議案第204号については申請地と隣地の間に深さ30cmの素掘り側溝を設置し、そちらに貯留させる計画となっています。

和田委員

碎石を敷くとなると雨水の流出係数は従前よりも上がるはずで雨水の流出の懸念はぬぐえない。特に議案第204号については転用面積が9,000m²弱でありほぼまんべんなく太陽光パネルを設置する計画です。計画にある素掘りの側溝では土砂や雨水の流出は防げないと思われます。しかも素掘り側溝なので一度決壊すると大量の土砂や雨水の流出が発生し大変危険ではないかと思われますが、いかがでしょうか。

事務局

雨水については申請地北側に調整池があり、このあたりの地形を考えると最終的には調整池に流れしていくものと思われます。

和田委員

例えば調整池を新たに設置したり、既存の調整池に至るまでの排水路に接続させるなどの計画に変えることはできないのか。

事務局

周辺農地への影響がないということは審査基準にはあるのでその観点から指導することはできると思われます。しかし、農地法では排水に関する具体的な基準まで審査基準に明記されていないため、委員の仰るところまで求めることは限界があります。

議長

他にご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。
議案第201号から第204号までについては土砂や雨水の流出の懸念もあるというご意見もありましたので、はじめに議案第198号から第200号までの3案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第198号から第200号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第198号から第200号までの3案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第201号から第203号までの3案件について、許可に賛成、継続審議、許可に反対の3択により一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第201号から第203号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

次に、継続審議に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

次に、許可に反対の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

許可に賛成が挙手多数であります。

議長

よって、議案第201号から第203号までの3案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第204号について、許可に賛成、継続審議、許可に反対の3択により一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第204号について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

次に、継続審議に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

次に、許可に反対の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

継続審議に賛成が挙手多数であります。

よって、議案第204号は、土砂及び雨水の流出対策についてさらなる説明を転用申請者に求めることとし、改めて来月に予定している総会にて審議することいたします。

次に、日程第7 議案第205号、15ページからの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和6年度第9次計画を、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第205号、木更津市農用地利用集積、令和6年度第9次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和7年1月20日付で、木更津市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿って、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から6までとなっております。

利用目的は、計画1から6までのすべてが水稻となっております。

利用権設定の種類は計画1から6までのすべてが賃借権となっております。

利用権設定期間は、計画1が5年、計画2から5までが10年、計画6が6年となっております。

計画合計数は、利用権の設定が18筆で面積が、合計14,107.26平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

初めに、計画番号1番について、地曳委員お願いします。

地曳委員

計画番号1番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、既に借りている農地を期間更新して借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されてい

地曳委員

るとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況については田で、水稻を作付けするとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号2番から5番について、村上委員お願いします。

村上委員

計画番号2から5番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、農地を新規で借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況については田で、水稻を作付けするとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号6番について、金子委員お願いします。

金子委員

計画番号6番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、農地を新規で借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況については田で、水稻を作付けするとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件には、■■委員にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」により、■■委員は退席願います。

《 ■■委員 退席 》

それでは採決いたします。

議案第205号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和6年度第9次計画を原案のとおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 拳 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第205号は、原案のとおり決定しましたので、市長にその旨を回答いたします。

それでは、退席されております、■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

- 議長 次に、日程第8 議案第206号、20ページからの、木更津市農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第206号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。
本案件は、令和7年1月24日付で、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。
それでは、計画の内容について、ご説明いたします。
今回の計画は、計画1から20までとなっております。
利用目的は、計画1から20までのすべてが水稻となっております。
設定する権利の種類は計画19のみが使用貸借権となっており、それ以外は賃借権となっております。
権利の存続期間は、計画1から20までのすべてが認可の公告日から10年間となっております。
計画合計数は、利用権の設定が合計83筆で67,388平方メートルとなっております。
以上で、事務局の説明を終わります。
- 議長 続いて、地区担当の鳴野委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
- 鳴野委員 計画番号1から20番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。
- 議長 ご意見等も無いようですので、採決いたします。
- 議長 議案第206号 木更津市農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。
- 〈 拳 手 〉
- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第206号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。
- 議長 これにて、本日の報告事項及び議案の審議は、全て終了いたしました。
- 議長 以上をもちまして、第19回総会を閉会といたします。

議長

なお、終了時間は、午後4時30分であります。
長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年2月7日

議長 杉山 孝

議事録署名委員 磯貝 正一

桐谷 勝美